

## 意見書

平成18年5月22日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ  
氏 名 B B テクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

涉外第 2006 - 0050 号

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) にっぽん かぶしきがいしゃ  
氏 名 日本テレコム株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき  
代表執行役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ  
氏 名 B B モバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ボーダフォン株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成18年4月21日付け情審通第34号で公告された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

今回の意見募集にあわせて、今後プライスカップ制度の見直しを進められる上でご考慮頂きたい事項を以下に記述いたしますので、お取り計らいの程宜しくお願いいたします。

## 1. 平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間において適用される NTT 東・西殿の提供する特定電気通信役務の基準料金指数について

総務省殿ご提示の案に賛同いたします。

## 2. プライスカップ制度の見直しにおいてご考慮頂きたい事項

### (1) 見直しにおける基本的な考え方

プライスカップ制度の見直しを行う際には、特定電気通信役務の料金の公平性を確保し、消費者利益の確保を維持するという観点が重要ですが、それだけではなく、NTT 東・西殿と接続事業者の間の公正競争環境の整備を促進する観点が不可欠です。当該制度見直しにおいては、NTT 東・西殿の料金低廉化に向けた効率化インセンティブが損なわれることのないようにする必要がありますが、市場における競争の進展度合いを慎重に見極めた上での検討を行うことも必要であると考えます。

平成 18 年 4 月 11 日に公表された「プライスカップの運用に関する基本的考え方について」において、「IP 化が進展する中で競争ルールの在り方をどのように見直していくかという観点から、統合的な検討が加えられることが必要である」と記載されているとおり、IP 化の進展に伴い、現行の指定電気通信設備の範囲、ユニバーサルサービス基金制度等、幅広い見直しの必要性が想定されます。制度の見直しにあたっては、プライスカップ制度単体ではなく、接続制度、ユニバーサルサービス基金制度等の制度との整合をとりつつ、公正競争が促進されるよう、他の制度もあわせて抜本的に検討を進めていただきたいと考えます。

さらに、ユーザがユニバーサルサービスを低廉な料金にて利用可能とすべくプライスカップを適用することについては、ユーザ保護の観点から有効な手段の一つではありますが、その際には公正競争確保の観点から、当該措置によりユニバーサルサービス基金による補填額の増額が伴わないようにしていただきたいと考えます。

### (2) プライスカップ制度の緩和の際の条件について

プライスカップ制度は、独占的サービスのユーザ料金を低廉に保つという役割に加え、NTT 東・西殿の会計を定期的にチェックすることにより、その透明性を確保するという役割を担っています。したがって、当該制度の緩和を行う場合には、会計の透明性の確保、不当な内部相互補助の防止、経営効率化インセンティブの確保のための代替制度の整備を条件とすべきであると考えます。

また、今後は NGN と PSTN 間での不当な内部相互補助の防止等、現行制度では対応しきれない問題が生じると考えます。そのためにも NTT 東・西殿における配賦基準等のデータの透明性を高めるとともに、電気通信事業会計規則や、第一種指定電気通信設備接続会計規則の内容について抜本的に見直しを図るべきであると考えます。

以上